

○例2 単身者の場合

給与収入	税源移譲前			→	税源移譲後			負担増減額
	市県民税	所得税	合計		市県民税	所得税	合計	
300万円	63,600円 (68,500円)	111,600円 (124,000円)	175,200円 (192,500円)		130,500円	62,000円	192,500円	+ 17,300円 (0円)
500万円	154,700円 (167,000円)	232,200円 (258,000円)	386,900円 (425,000円)		264,500円	160,500円	425,000円	+ 38,100円 (0円)

○例3 年金受給者(65歳以上)で夫婦(配偶者は70歳未満)の場合

年金収入	税源移譲前			→	税源移譲後			負担増減額
	市県民税	所得税	合計		市県民税	所得税	合計	
200万円	1,300円 (4,000円)	0円	1,300円 (4,000円)		2,600円 (4,000円)	0円	2,600円 (4,000円)	+ 1,300円 (0円)
250万円	27,700円 (29,700円)	37,300円 (41,500円)	65,000円 (71,200円)		50,500円	20,700円	71,200円	+ 6,200円 (0円)

※税源移譲前の合計に比べて、税源移譲後が増えているのは定率減税の廃止などによるものです。

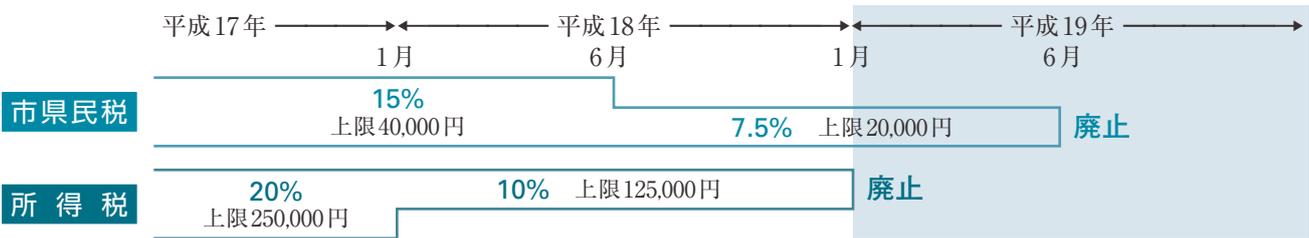
定率減税等を含めず計算すると( )内の金額となり、税源移譲による負担増はありません。

※一定の社会保険料控除を見込んでいます。

**税源移譲以外でのおもな変更**

○定率減税が廃止されます。

景気対策として行われてきた定率減税は最近の経済状況の改善を踏まえ廃止されます。



○65歳以上の方の非課税措置が廃止され、経過措置がとられています。

65歳以上の方のうち、前年の合計所得金額が125万円以下の方に対する市県民税の非課税の特例措置が平成18年度分から廃止されました。この経過措置として、昭和15年1月2日以前に生まれた方で、前年中の合計所得金額が125万円以下の方は、平成18年度では均等割1,300円、所得割は3分の1での課税でしたが、平成19年度は均等割2,600円、所得割は3分の2での課税となります(平成20年度以降、全額課税となり経過措置はなくなります)。

○損害保険料控除の変更と地震保険料控除の創設

区 分	平成20年3月まで	平成20年4月以降
①短期損害保険料	支払額に応じた一定の金額を控除します。 〔限度額〕 市県民税 2,000円 所得税 3,000円	控除の対象となりません。
②長期損害保険料	支払額に応じた一定の金額を控除します。 〔限度額〕 市県民税 10,000円 所得税 15,000円	経過措置として平成18年末までに契約を締結した②については、損害保険料控除が適用できます。 ②③の控除額をあわせて「地震保険料控除」の控除額となります。
③地震保険料		支払額の2分の1の額(所得税は全額)を控除します。 〔限度額〕 市県民税 25,000円 所得税 50,000円